

令和5年度美里町障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

1 目的

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）」第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定め、障害者就労施設等で就労する障害者の自立及び社会参加を促進する。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針は、協力・連携できる町機関に適用する。

4 対象となる障害者就労施設等

この方針は、町内に所在する障害福祉サービス事業所及び地域活動支援センターを対象とする。

5 調達の対象となる物品等

この方針の調達の対象となる物品等は、次のとおりとする。

(1) 物品

消耗品、印刷物、各種記念品、食料品、その他障害者就労支援施設等が提供することが可能な物品

(2) 役務

清掃・除草、その他障害者就労施設等が提供することが可能な役務

6 調達目標

令和5年度調達目標額 3,239,000円

7 調達方針及び調達実績の公表

(1) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成したときは、速やかに公表する。

(2) 調達実績は、当該年度終了後、遅滞なく公表する。

8 その他

(1) この方針の所管は健康福祉課とし、障害者就労施設等が提供可能な物品等について情

報を収集し、関係する各課等に提供する。

- (2) 障害者就労施設等に対しては、競争入札参加業者登録簿への登録を促す。
- (3) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づいて設置されたシルバー人材センターにも十分に配慮しながら、障害者就労施設等からの物品等の調達を進める。
- (4) 物品等の契約にあたっては、美里町財務規則（平成18年美里町規則第32号）の定めによる。
- (5) 町職員による物品の購入の配慮
公費による物品等の調達のほか、町職員においても障害者就労施設等から物品等の購入が図られるよう理解と協力を求める。
(例) わ・は・わ美里の名刺印刷など

美里町健康福祉課

令和5年3月30日策定
